

日中一時支援事業 利用のしおり



✦✦✦ AIRC ✦✦✦

あきたけんりついりょう
りょういくせんたー

秋田県立医療療育センター

〒010-1409 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

TEL 018-826-2401 (代表)

018-826-8031 (総合相談・医療療育連携部)

1：事業の目的

日中一時支援事業は、利用者を介護する家族が急病、冠婚葬祭または介護疲れなどの一時的な理由で介護できない場合に一時的な施設利用を提供し、日常生活の上の援助を行うものです。

2：対象者

市町村より日中一時支援事業の支給を受けている、身体障害児

※市町村より短期入所（医療型）の支給を受けている方は、日中利用も短期入所での取り扱いとなります。

3：利用手続き

- ① 利用の適否、利用される方の状態確認のために外来で診察を受けていただきます。
- ② お住まいの市町村へ『日中一時支援事業』を申請し、支給を受けます。
- ③ 当センターとの契約手続きを行います（病棟見学、看護師面談、契約）。

4：サービス内容

【利用定員】

7名/1日（短期入所事業の利用者を含む）

※空床利用としてサービスを提供させていただいておりますので、病棟の状況等によって7名までお受けできない場合があります。

【利用時間】

開始時刻 8：30～14：30の間

終了時刻 8：30～17：00の間

※病棟の状況によって、利用時間の調整をさせていただく場合があります。

【支援内容】

- ・食事、排泄、入浴等
- ・幼児保育（要相談）

【入浴】

体調、病棟の状況などによって中止させていただく場合があります。

入浴日以外は、清拭で対応いたします。

男性：火・木・土

女性：月・水・金



【食事提供】

	朝食	昼食	夕食
提供時間	7:00~	12:00~	18:00~
料金	300円	500円	400円

契約時に食事形態、食物アレルギーの確認があります。

食事内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。食中毒対策のため、食事の置き置き食べ物の持ち込みはご遠慮いただいております。食事に関してご心配のある方は、随時ご相談ください。

5：利用申し込み・予約について

別紙「短期入所・日中一時支援事業 申し込みについて」をご参照ください。

6：利用当日の流れ

別紙「短期入所・日中一時支援事業 持ち物について」をご参照ください。

① 利用開始時：利用病棟で医師、看護師による健康チェックがあります。

持ち物リストを使用し、荷物の確認を行います。

※健康チェックや荷物確認に、お時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

② 利用終了時：持ち物リストを使用し、お忘れ物のないよう荷物の確認を行います。

看護師が受給者証に利用実績を記入します。

ご家族から利用実績票に押印、または署名をいただきます。

7：契約更新の手続き

受給者証の更新時に、ご自宅に契約更新のお知らせの文書を送らせていただいております。

① 障害福祉サービス受給者証等の確認、状況聞き取り

総合相談・医療療育連携部へ、更新後の障害福祉サービス受給者証、身体障害者手帳、療育手帳をご提示ください。担当者が写しをいただき、更新に必要な聞き取りを行います。

② 小児科受診、「短期入所時同意書」への署名

小児科を受診し「短期入所時同意書」に署名いただく必要があります。

8：ご利用にあたって

【初めて利用される方へ】

環境に慣れるため、短時間からの利用をおすすめしております。

【利用の変更・中止】

ご利用前に、普段と違う体調の変化（発熱、咳、腹部症状等）がみられた場合は、事前にご連絡いただき、短期入所の利用についてご相談ください。

健康チェック時に感染症、発熱等の異常が見られた場合、利用中に体調不良となった場合は、利用を中止させていただくことがあります。流行性の病気の蔓延、災害発生、病棟の状況等によっては、こちらから日程の変更や中止をお願いする場合があります。

【当日の予定変更について】

迎えの時間の変更等がありましたら、病棟までご連絡ください。

【利用中の外来受診、リハビリテーションについて】

ご家族に送迎、対応していただくこととなります。

9：感染症対策

感染症予防のため、送迎、面会時のマスク着用をお願いいたします。また、中学生以下の方は、病棟の出入りをご遠慮いただいております。流行性感染症、予防接種歴確認のため、母子健康手帳の提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

10：利用料金

【料金】

- ① 市町村が定める利用料
- ② 食事代：提供させていただいた分の食事
- ③ 光熱水費：1日につき350円
- ④ 日用品費等：日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担していただくことが適当と認められるものの実費

【請求・お支払方法】

- ①については市町村への支払いとなります。
- ②～④については利用した翌月に、ご自宅あてに請求書が届きます。指定した期日までに当センターの会計窓口、もしくは指定金融機関（秋田銀行）にお支払いください。

11：その他

利用中の体調不良時など、医師の診察、処方があった場合は、外来診療の扱いとなります。福祉医療等の医療助成が適応となります。

※定期的な外来受診やリハビリテーションがない方は、健康保険証の提示もお願いいたします。

